

高浜園地休憩施設売店運営業務公募要領

1. 趣旨

高浜海水浴場開設にあたり、高浜園地休憩施設厨房棟における売店運営業務を実施する事業者を公募し、当該業務にかかる企画提案（以下、「企画提案書」という。）を求め、その内容などを総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定する。

2. 業務の目的

高浜海水浴場は五島市内有数の観光地であり、特に夏季には多くの遊泳客が来訪する。遊泳客の便益に資するため、高浜園地休憩施設の厨房棟を活用し、飲食物等を提供する売店を運営する。

3. 業務内容

別紙「高浜園地休憩施設売店運営仕様書」のとおり。

4. 参加資格

参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

申込日前 3 ヶ月以内に発行された次に掲げる税の滞納のない証明書等を別に定める期限までに提出し、市長から参加資格を有することの確認を受けた者

(ア) 五島市市民生活部税務課において発行する市税の滞納のない証明（五島市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。）

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。

(4) 会社更生法（平成 15 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。

(5) 五島市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 25 年五島市告示第 156 号）第 3 条に規定する排除措置を受けていない者であること。

(6) 飲食業又はそれに類する事業の経験がある者であること。

(7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

5. 選定スケジュール（予定）

実施内容	期日等
①公募開始	令和7年5月1日（木）
②質問書提出期限	令和7年5月15日（木）12時まで
③参加申込書・企画提案書提出期限	令和7年5月22日（木）17時まで
④選定委員会（三井楽支所）	令和7年5月28日（水）
⑤評価結果の通知	令和7年6月2日（月）まで
⑥厨房棟の売店運営	7月19日（土）～8月24日（日）予定

6. 参加表明及び企画提案

(1) 提出物

次のアからウまでの書類を各1部、エの書類を7部提出すること

(ア) 参加申込書（様式第1号）

(イ) 税の滞納のない証明書

(ウ) 暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式2）

(エ) 企画提案書（任意様式）

(2) 企画提案書の内容

用紙サイズ A4 横の横書き、表紙および目次を除いて 10 ページ以内。（任意様式）
また、次の項目順で記載すること。

<1>事業者概要

- ・事業者等の名称、所在地、代表者の氏名、従業員数
- ・通常行っている事業の概要
- ・企画提案担当者の所属、役職、氏名と連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

<2>提案内容

- ・売店運営時の実施体制（人員等）
- ・売店運営に当たっての資金計画
- ・売店において販売予定の商品、メニュー等及びその販売予定価格
- ・売店運営時における衛生管理体制

<3>セールスポイント

(3) 提出物および部数

企画提案書を7部提出すること。（※部数毎にファイリングして提出すること。）

(4) 提出方法

持参。（※提出する前日までに担当部署へ連絡すること。）

(5) 提出期限

令和7年5月22日（木）17時までとする。

7. 質疑応答について

(1) 質問の受付および回答方法

本公募に対する質問は、質問書（様式第2号）に記入の上、郵送、FAX 又は電子メールで担当部署に提出すること。提出された質問書については、質問者に対して電子メールまたは FAX で回答するとともに、同日以後五島市ホームページに掲載し、閲覧に供する。この場合において、質問者名は公表しない。ただし、質問の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関係する場合は、五島市ホームページには掲載しない。また、質問の内容によっては、回答をしない場合がある。

(2) 提出期限

令和7年5月15日（木）12時まで

※回答は、令和7年5月19日（月）17時までに行う。

8. 審査方法および評価結果の通知について

厨房棟利用許可にかかる優先交渉権を与える順位は、提出された企画提案書と、プレゼンテーションについて、選定委員会において定めた評価基準に基づき評価を行い決定するものとする。選定委員会時間は申込期間終了後、別途連絡する。評価結果については、参加者に対し、令和7年6月2日（月）までに通知を行う。またすべての参加者の総評価得点については、市ホームページに公表する。なお、評価の過程に関する事、他社の評価得点の内訳等の質問には一切回答しない。

9. 事業者の決定について

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者は、本業務の予定事業者となる。予定事業者は、市が指定する期日までに厨房棟の利用許可申請を行い、使用料を納付すること。なお、辞退その他の理由で業務を実施できない場合は、次に順位が高い業者が利用許可申請を行うものとする。厨房棟の売店運営の期間は、7月19日（土）～8月24日（日）を予定している。

10. その他

- ・参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当部署へ連絡すること。
- ・企画提案書は、1者につき1案とする。
- ・企画提案書の作成・提出等に要する費用は、提案者が負担するものとする。
- ・提出された企画提案書の追加および修正は認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・審査結果に対する異議申し立ては、これを受け付けない。
- ・運営決定事業者は、保健所より季節営業許可を取得する必要があります。
(費用7,200円 有効期間5年)